

山口県循環型社会形成推進基本計画改定に関する調査等業務 公募型プロポーザル応募要領

1 目的

本要領は、「山口県循環型社会形成推進基本計画改定に関する調査等業務」を委託する者を決定するための、公募型プロポーザルについて必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

(1) 業務の名称

山口県循環型社会形成推進基本計画改定に関する調査等業務

(2) 業務内容

山口県循環型社会形成推進基本計画の改定に必要な調査（産廃・一廃実態調査、意識・意向調査、循環型社会形成促進施策検討調査等）、さらに循環型社会形成に関する動向把握や施策の提案等に係る業務を実施する（詳細は、別添「山口県循環型社会形成推進基本計画改定に係る調査等業務委託仕様書」のとおり）。

(3) 委託期間

契約締結の日の翌日から令和7年3月31日（月）

(4) 委託限度額

15,400千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

（注）予算限度額を超えている提案は、最優秀提案者とししない。

3 提案への参加要件

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (2) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和4年山口県告示第179号）に基づく資格審査において、大分類の第1希望が「99 その他」、小分類の第1優先順位が「18 計画策定・計画策定支援」について、業務の委託の「特A」または「A」の等級に格付けされている者であること。
- (3) この手続の開始の日から提案書の提出期限（令和6年6月3日（月））までの間のいずれの日においても、山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

4 提案への参加表明

この要項に基づく提案に参加を希望する場合は、別紙1「提案参加意向確認書」を令和6年5月24日（金）午後5時まで（必着）に、山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課宛、持参、郵送又はFAXにより提出すること（郵送、FAXの場合は、念のため、電話により参加意向を伝えること）。

【提出先】〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県庁本庁舎2階

山口県環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課ゼロエミッション推進班 宛

TEL：083-933-2992 FAX：083-933-2999

5 提案書等

提案は、次の書類を作成し、提出するものとする。

提案書等は、社名、所在地、電話番号を明記の上、令和6年6月3日(月)午後5時まで(必着)に、山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課宛、持参又は郵送により提出すること(郵送の場合は書留とすること)。

【提出先】〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県庁本庁舎2階
山口県環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課ゼロエミッション推進班 宛
TEL: 083-933-2992

(1) 提案書

ア 体裁 任意(用紙は原則A4縦長横書)、表紙・目次を除き30枚以下

イ 提出部数 6部

ウ 内容

① 委託業務の実施方針

② 上記「2 委託業務の概要」を踏まえ、次の調査に関する調査手法、第4次計画の重点プロジェクトの評価、循環型社会形成に資する新たな動向把握や施策等について、提案内容を記載してください。

・産業廃棄物等実態調査

・一般廃棄物等実態調査

・意識・意向調査

・循環型社会形成促進施策検討調査

・山口県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画に関する調査

③ 委託業務の実施スケジュール

(2) 委託業務に係る概算見積書

ア 体裁 任意(ただし、人件費、その他経費を区分すること)

イ 提出部数 正本1部

※別に副本6部を(1)の提案書の最終ページに添付すること。

(3) 参考資料

ア 体裁 任意(用紙は原則A4)

イ 提出部数 6部

ウ 内容

① 提案者の概要(「会社案内」等で代用可)

② 委託業務の実施体制(組織、人数)

③ 担当予定者の氏名、経歴

④ 類似の業務に係る業務実績(平成30年度以降の国又は地方自治体の廃棄物に関する計画策定又は実態調査業務の受託実績)

6 書類審査の実施

提案書の書類審査(プレゼンテーションなし)を次のとおり実施する。

なお、提案者が1社であっても本プロポーザルは成立するものとし、審査を行う。

実施予定日 令和6年6月5日(水)～令和6年6月12日(水)

7 選定結果の通知

提案の選定結果は、提案者全員に対して、後日文書により通知する。

8 提案に係る経費

書類の作成など、提案に要する経費は、提案者の負担とする。

9 提案書の返還

この要領に基づき提出された提案書については返還しない。

10 質問と回答

この要領に関する質問等については、別紙2「質問書」を令和6年5月15日(水)午後5時まで(必着)に、山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課宛、持参、郵送又はFAXにより提出すること(郵送、FAXの場合は、念のため、電話により送付した旨を伝えること)。

回答は個別の質問の場合を除き、本提案への参加を表明した者全員に対して行う。

なお、当該回答文書は、この要領を追加又は修正したものとして扱う。

11 審査基準

提案書は、下記の審査項目に基づき、厳正な審査を実施する。

審査項目	配点	審査事項
1 業務の受託体制 実施方針、遂行体制・スケジュール、実績	15	・業務遂行能力は十分か ・実施スケジュールは適切か ・過去に実績はあるか
2 産業廃棄物等実態調査 調査項目、調査手法、推計方法等	30	・実態把握に十分な項目か ・手法は適切か ・推計方法は適切か
3 一般廃棄物等実態調査 調査項目、調査手法、推計方法等	20	・実態把握に十分な項目か ・手法は適切か ・推計方法は適切か
4 意識・意向調査 調査項目、調査手法	10	・意識・意向の把握に十分な項目か ・手法は適切か
5 循環型社会形成促進施策検討調査 第4次計画の重点プロジェクトの評価、循環型社会形成に資する新たな動向把握や施策提案	20	・評価手法は適切か ・施策提案は、本県の特徴を踏まえた実施可能なものか
6 山口県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画に関する調査	5	・現状把握・課題整理等、手法は適切か
計	100	

12 その他

山口県循環型社会形成推進基本計画(第4次計画)及び当該計画改定に関する調査報告書(令和2年3月)は閲覧可能(第4次計画は本県ホームページで閲覧可能)。